

## ○令和6年度における総合評価方式の改正点について

企業団における総合評価制度については、平成30年度、令和元年度の2年間は、本部及び旧府中事務所は県の制度、その他の事務所は各市町の制度に準拠し運用していましたが、令和2年度、本部及び旧府中事務所で適用していた県の制度を基本として、企業団全体で統一したところです。

令和6年度総合評価方式については、「総合評価の手引き」(以下、手引きという。)を参照願います。  
 なお、主な改正点は下記のとおりです。

### 1 施工計画型における評価細目 ※手引き P9~10

#### ◆令和6年度変更内容

- ・施工計画型における「施工計画（環境・安全対策等、社会的要請に関する事項への適切性）」において、評価細目『交通規制対策』を新設

評価項目		評価細目
5. 本体構造物等の品質管理方法の適切性		主要機材の品質管理対策（管路）
		施工の品質管理対策（管路）
		設備の品質管理対策
		無筋コンクリートの品質管理対策
		鉄筋コンクリートの品質管理対策
		建築構造体等の品質管理対策
6. 安全対策に関し配慮すべき事項への適切性		安全巡視
		工事区域の立入防止施設
		監視員・誘導員
		交通対策（車道路面維持、歩行者対策、路面汚損防止、清掃対策）
7. 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項への適切性	周辺環境等に関し 配慮すべき事項	騒音振動対策
		水質汚濁対策
		粉塵対策
		交通規制対策
	地球温暖化対策	地球温暖化防止対策（CO2 排出量削減）

※ なお、R5年度「総合評価方式の評価項目の内容、評価基準及び配点」における[その他工種]の表を  
 [水道施設工事・土木一式工事]の表と統合

- ・構造体等の品質管理対策 ⇒ 「建築構造体等の品質管理対策」として追加
- ・建築設備の品質管理対策 ⇒ 既存の「設備の品質管理対策」の中にも含める